

令和8年度人権啓発活動業務委託企画提案実施要領

1 企画提案の目的

本業務は、国の人権啓発活動地方委託事業の一環として実施するものであり、広く県民が様々な人権課題について関心を持ち理解を深められるよう、広報素材の制作・放送を行うとともに、「人権同和問題県民のつどい」（以下「県民のつどい」という。）の開催を通じ広域的、一体的かつ効果的な人権啓発活動を実施する。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務の名称

人権啓発活動業務委託

(2) 業務内容（詳細は「人権啓発活動業務委託」仕様書のとおり）

- ・ 広報素材の制作及び放送（ポスター作成、ラジオ・SNSでのCM放送）
- ・ 県民のつどい（屋外広場でのイベント）開催（11月21日）

(3) 履行期限

令和9年1月29日金 ※ 各業務ごとの期限については別途定める。

(4) 企画提案の上限額

4,980千円（消費税及び地方消費税込）

【広報素材の制作及び放送：1,891千円、県民のつどい：3,089千円】

3 企画提案に係る参加方法及び資格要件

(1) 参加申込書の提出

- ・ 提出書類：参加申込書（様式1）
- ・ 提出方法：電子メール（郵送又は持参でも可）
- ・ 提出先：県庁行政庁舎9階 人権同和対策課
- ・ 提出期限：令和8年5月22日（金） 午後5時まで

(2) 資格要件

鹿児島県内に本支店等営業活動の拠点を有する企業等で、次のア〜クに掲げるすべての事項を満たす者

- ア 鹿児島県「役務の提供等に係る競争入札参加者名簿」に登録されていること。
- イ 地方公共団体及びこれに類する団体等と過去2か年の間に、放送広告またはイベント開催を受託した実績を有していることが、確認できる者であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない

者であること。

エ 経営不振の状態（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項の規定に基づく更生手続開始の申し立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項に基づく再生手続開始の申し立て、手形または小切手が不渡りとなったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く）にないこと。

オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

カ 都道府県税について滞納がないこと。

キ 消費税及び地方消費税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の未納がないこと。

ク 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第 2 条第 2 号に規定する団体等でないこと。

4 企画提案について

(1) 企画提案の内容

ア ポスター、人権啓発動画及びラジオ CM 素材

- ・特定の人物は使用しないこと。
- ・全体のコンセプトを説明すること。
- ・動画については、絵コンテ等で具体的に表現すること。

イ ラジオスポット、SNS（YouTube、X、LINE、Instagram 等）スポット

- ・放送局ごと、時間帯ごとの放送回数

ウ 県民のつどい

- ・ステージイベント、展示ブースイベント、体験・出店ブースイベントを基本的な構成とする。

このうち、ステージイベントは必須とする。

(2) 企画提案に関する提出書類（1 応募者につき 1 提案に限る）

ア 企画提案に関する提出書類（様式 2）

イ 企画提案書 8 部（A 4 版長辺とじとし、カラー印刷とすること。）

ウ 人権啓発ポスター案（実際の規格：B 3）

エ 見積書（様式任意）

- ・制作経費等の内訳を示すこと（契約申し込みに必要となる見積書については、別途改めて通知する。）
- ・消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者を問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額（消費税及び地方消費税抜き）を見積書に記載すること。
- ・「著作権その他の権利は原則として県に帰属する」こととする（契約書上にも明記す

る。) ため、その前提で見積もること。

オ 業務工程表（様式任意）

カ 業務の実施体制（様式3）

契約から履行完了までのスケジュールを添付すること。

キ これまでに実施した広報やイベント業務の受託状況がわかる書類（契約書・検査調等の写し）及び実績がわかる資料（ポスター、チラシ、映像配信など）の写真等（様式4）

ク 都道府県税すべてに関し未納がない証明書（発行後3か月以内の原本）

ケ 消費税及び地方消費税について未納がない証明書（発行後3か月以内の原本）

コ その他

特にアピールしたい事項がある場合の資料

(3) 提出方法

郵送又は持参

5 選考方法及び結果通知

(1) 選考方法

プレゼンテーションは行わず、担当課が設置する本委託業務に係る選考委員会において、提出された企画提案書を審査し、最も優れていると判断された者を委託先候補者として選定する。

県は委託先候補者と業務内容の詳細や契約条項について協議の上、適正な価格で委託契約を行う。

なお、協議が不成立となった場合は、順次、次点の者を候補者とみなす。

(2) 結果通知

企画提案書を受け付けたすべての事業者に対して電子メールで通知する。なお、選考結果に係る説明は行わない。

(3) 事業の中止等

やむを得ない事情等により中止せざるを得ない場合は、契約内容の変更や見直しが生じる場合がある。

6 その他

(1) 「県民のつどい」は、イベントのため集客率を上げる企画提案をすること。

(2) 当該業務で生じた成果物に係る権利（著作権、著作権等）については、県に帰属する。

(3) 企画提案に要する経費はすべて提案者の負担とする。

(4) 県が受理した企画提案書は返還しない。受理した提案書を2次的に利用しようとする

場合は、県はあらかじめ提案者にその旨の了解を得るものとする。

- (5) 選考結果に対する異議申し立ては認めない。
- (6) 業務の遂行にあたっては、関係法令を遵守しなければならない。
- (7) 企画提案の募集に関する質問については、電子メールで受け付ける。県は質問を受け付けた場合、速やかに電子メールによりすべての応募者に回答する。ただし、質問の内容が提案者の企画に密接に関連するものと県が判断した場合は、質問者に対してのみ回答する。
- (8) 県は当該委託業務を遂行する場合は、5(1)に示す候補者と委託業務内容の詳細について協議の上、適正な価格をもって契約の相手方を決定する。

7 企画提案に関する日程（目安）

- (1) 令和8年5月15日(金) 募集開始（県 HP 掲載）
- (2) 令和8年5月22日(金) 参加申込書締切（午後5時まで）
- (3) 令和8年5月25日(月) 企画提案に関する質問受付開始
- (4) 令和8年6月1日(月) 企画提案に関する質問受付締切
- (5) 令和8年6月11日(木) 企画提案書提出期限（午後5時まで）
- (6) 令和8年6月12～16日 選考会（予定）
- (7) 令和8年6月17日頃 選考結果通知（見積提出）
※ (6)選考後速やかに通知する
- (8) 令和8年6月18日～23日 ポスター、人権啓発動画及びラジオCM素材打合せ等
仕様内容の協議、契約手続
※ (7)選考結果通知後速やかに行う
- (9) 令和8年7月17日(金) 啓発用ポスター納品
- (10) 令和8年7月24日(金) 人権啓発動画及びラジオCM素材完成

8 本件に対する問合せ先

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号（行政庁舎9階）

鹿児島県総務部男女共同参画局 人権同和対策課 啓発係

担当：川畑 TEL：099-286-2574 FAX：099-286-5543

E-mail：keihatu@pref.kagoshima.lg.jp